

# 公益財団法人腸内細菌学会 会員規程

## (目的)

第 1 条 この規程は公益財団法人腸内細菌学会（以下「この法人」という。）の定款第 4 条の目的及び第 5 条の事業に賛同し、毎年所定の金額を会費として納める会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員)

第 2 条 会員は次の 5 種とする。

- (1) 個人会員
- (2) 学生会員
- (3) 団体会員
- (4) 特別会員
- (5) 名誉会員
- (6) 功勞会員

2. 名誉会員は、この法人の運営と発展、我が国の腸内細菌学の発展への格別の貢献に対する名誉資格である。名誉会員は会員・非会員を問わず、理事会で決定する。
3. 功勞会員はこの法人の運営と発展に対して多大な貢献をした会員に対する資格とする。原則として理事、監事、評議員、委員会委員、あるいは総務局員などとして長期に運営に携わった会員を対象とする。功勞会員は理事会で決定する。

## (年会費)

第 3 条 各会員の年会費は次の通りに定める。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 個人会員年会費 | 8,000 円   |
| (2) 学生会員年会費 | 2,000 円   |
| (3) 団体会員年会費 | 40,000 円  |
| (4) 特別会員年会費 | 300,000 円 |

2. 名誉会員及び顧問は年会費の納入を不要とする。

## (会費の取扱)

第 4 条 会費はその 2 分の 1 以上を定款第 4 条の公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。

## (会員の待遇)

第 5 条 会員として受ける待遇を次の通りに定める。

- (1) 個人会員は、この法人が自ら発行する機関誌及び関係学会と共同発行する学術誌の配布を受け、また、記念書籍等の発行案内と会員待遇価格購入の適用及び学術

集会の案内と会員待遇参加費の適用を受けることができる。

- (2) 学生会員は、この法人が自ら発行する機関誌の内、学会集会抄録号（2号）の配布を受け、また、記念書籍等の発行案内及び学術集会の案内と学生会員参加費の適用を受けることができる。
- (3) 団体会員は、この法人が自ら発行する機関誌及び関係学会と共同発行する学術誌の配布を受け、また、記念書籍等の発行案内とその1部の配布並びに会員待遇価格購入の適用及び学術集会の案内と所属者1名の招待の適用を受けることができる。
- (4) 特別会員は、この法人が自ら発行する機関誌及び関係学会と共同発行する学術誌の配布を受け、また、記念書籍等の発行案内とその2部の配布並びに会員待遇価格購入の適用及び学術集会の案内と所属者3名の招待並びに他の所属者の会員待遇参加費の適用を受けることができる。さらに、当財団ホームページにバナー広告掲載の特典を受けることができる。
- (5) 名誉会員、功勞会員は年会費及び学術集会参加費を免除される。またこの法人が自ら発行する機関誌及び関係学会と共同発行する学術誌の配布を受け、また、記念書籍等の発行案内と会員待遇価格購入の適用及び学術集会の案内を受けることができる。

(会員の申込みと会員待遇の開始)

第6条 この法人の所定の申込用紙に必要事項を記載して財団事務局宛に送付し、事務局からの受理の報告と会費納入の案内に基づく払込みが行われてから会員待遇を受けることになる。

(退会の申出と会員待遇の喪失)

第7条 書面による退会の申出により、会員としての待遇は喪失する。

2. 会費納入が2年以上行われなかった場合は退会の申出があったこととみなされ、会員としての待遇は喪失する。
3. 個人会員が死亡した場合は退会に準ずる扱いとなる。

(既納会費の不返還)

第8条 既納の会費は原則として返還しない。

(企業宣伝活動の禁止)

第9条 会員は、当財団の名称等を企業宣伝活動に使用してはならないものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、公益財団法人腸内細菌学会設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日より施行する）。

2014 年 3 月 4 日 平成 25 年度第 4 回理事会で改訂を承認。（学生会員について追加）

2015 年 5 月 29 日 平成 27 年度第 2 回理事会で改訂を承認。（名誉会員について追加）

2018 年 6 月 25 日 平成 30 年度第 2 回理事会で改訂を承認。（宣伝活動の禁止について追加）

2022 年 3 月 23 日 2021 年度第 3 回理事会で改訂を承認。（名誉会員の項変更、功労会員の追加）

以上